

厚木市公告

予防接種法施行令第5条の規定に基づき、厚木市带状疱疹予防接種事業について、次のとおり公告します。

令和8年4月1日

厚木市長 山口 貴裕

- 1 予防接種の種類 乾燥弱毒生水痘ワクチン及び乾燥組換え带状疱疹ワクチン
- 2 実施期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 対象者 接種当日に厚木市に住所がある次のいずれかに該当する者
 - (1) 今年度65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる者
 - (2) 60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
- 4 接種場所 厚木市带状疱疹予防接種契約医療機関
- 5 注意すべき事項
 - (1) 次のいずれかに該当する者は、接種を受けられません。
 - ア 接種当日に明らかに発熱のある者
 - イ 重篤な急性疾患にかかっている者
 - ウ ワクチンに含まれている成分によって、アナフィラキシーを起こしたことがある者
 - エ その他予防接種を行うことが不適切な状態にあると医師が判断した者
 - (2) 次のいずれかに該当する者は、医師とよく相談してから接種を受けてください。
 - ア 心臓病、腎臓病、肝臓病又は血液の病気等で治療を受けている者
 - イ 今までに予防接種後2日以内に発熱、発疹、蕁麻疹等アレルギーの症状がみられた者
 - ウ 今までにけいれんを起こしたことがある者
 - エ 過去に免疫不全の診断がなされている者及び親近者に先天性免疫不全症の者がいる者
 - オ ワクチンの成分に対して、アレルギーがあるといわれたことがある者
 - (3) その他
 - ア 接種後30分は急な副反応が起こる可能性がありますので、医師と速やかに連絡が取れるようにしてください。
 - イ 接種後に高熱、けいれん等の異常な症状がある時は、速やかに医師の診察（有料）を受け、厚木市健康医療課へ御連絡ください。
 - ウ 带状疱疹予防接種は、義務ではありません。予防接種について理解した上で、本人が希望する場合に限り、接種を受けることができます。
 - エ 分からないことがありましたら、必ず医師に相談し、説明を受けてから接種してください。
- 6 問合せ 厚木市健康医療課 046 (225) 2201